

令和6年度（2024年度）認知症介護研修の概要

北海道では、次のとおり認知症介護研修を実施します。

なお、平成28年度（2016年度）から札幌市内に事業所がある方も含めて、北海道で研修を実施することとしました。

1 各研修の概要

(1) 認知症対応型サービス事業管理者研修

① 目的

研修の対象者に対して、事業所を管理・運営していく上で必要な知識・技術を修得するための研修を実施します。

② 研修対象者

次のア、イの条件をいずれも満たし、知事が適当と認めた者

ア 以下の事業所（今後、開設が予定されている事業所を含む。）の管理者又は管理者になることが予定されている者

- 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所
- 共用型指定認知症対応型通所介護事業所
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
- 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
- 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
- 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

イ 本研修の受講時点で以下のいずれかの研修を修了している者

また、本年度の認知症介護実践研修を受講される方で、管理者研修の受講申込時には認知症介護実践研修が未修了であっても、管理者研修の受講初日までに実践研修を修了する見込みである場合には、受講可能とします。

- 痴呆（認知症）介護実務者研修（基礎課程）（平成12年度～平成16年度実施）
- 認知症介護実践研修（実践者研修）（平成17年度～現在まで実施）
- 北海道痴呆性老人処遇技術研修（昭和60年度～平成11年度実施）
- 北海道痴呆性老人グループホーム職員処遇研修（平成10、11年度実施）
- 北海道痴呆性老人グループホーム管理者研修A（平成12年度実施のみ）
- 北海道認知症（痴呆）介護実務者研修（平成13年度～平成17年度実施）

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者については、下記研修の修了者であれば、既に必要な研修を修了しているとみなされることから、本研修を受講する必要はありません。

- 認知症高齢者グループホーム管理者研修（平成17年度実施のみ）

③ 研修期間

講義・演習2日間（10時間）

- 1日目 …10：00～15：50
- 2日目 …9：30～16：00

(2) 認知症対応型サービス事業開設者研修

① 目的

研修の対象者に対して、事業を運営していく上で必要な知識を修得するための研修を実施します。

② 研修対象者

以下の事業者の代表者（今後開設を予定している事業者の代表者を含む）で知事が適当と認めた者

- 指定小規模多機能型居宅介護事業者
- 指定認知症対応型共同生活介護事業者
- 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者
- 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者
- 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者

ただし、下記研修の修了者は既に必要な研修を修了しているとみなされることから、本研修を受講する必要はありません。

- 痴呆（認知症）介護実務者研修（基礎課程）（平成12年度～平成16年度実施）
- 痴呆介護実務者研修（専門課程）（平成12年度～平成16年度実施）
- 認知症介護実践研修（実践者研修）（平成17年度実施のみ）
- 認知症介護実践研修（実践リーダー研修）（平成17年度実施のみ）
- 認知症高齢者グループホーム管理者研修（平成17年度実施のみ）
- 認知症介護指導者養成研修（平成12年度～平成17年度実施）
- 認知症高齢者グループホーム開設予定者等研修（平成13年度～平成17年度実施）

③ 研修期間等

ア 講義・演習3日間（19時間）

- 1日目 …10：00～17：30
- 2日目 …9：15～17：35
- 3日目 …9：15～16：25

イ 現場体験1日間（受講者が代表者を務める事業所等）

なお、現場体験終了後、指定された期日までレポートの提出が必要です。

(3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

① 目的

研修の対象者に対して、サービス利用者に関する計画を適切に作成する上で必要な知識・技術を修得するための研修を実施します。

② 研修対象者

次のア、イの条件をいずれも満たし、知事が適当と認めた者

ア 以下の事業所（今後開設を予定している事業所を含む）で介護支援専門員として計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定されている者

ただし、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については介護支援専門員証の交付を受けていない者も含まれます。

- 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

イ 本研修の受講時点で下記のいずれかの研修を修了している者

また、本年度の認知症介護実践研修（実践者研修）を受講される方で、計画作成担当者研修の受講申込時には実践者研修が未修了であっても、計画作成担当者研修の受講初日までに実践者研修を修了する見込みである場合には、受講可能とします。

- 痴呆（認知症）介護実務者研修（基礎課程）（平成12年度～平成16年度実施）
- 認知症介護実践研修（実践者研修）（平成17年度～現在まで実施）
- 認知症高齢者グループホーム管理者研修（平成17年度実施のみ）
- 認知症対応型サービス事業管理者研修（平成18年度～現在まで実施）
- 北海道痴呆性老人処遇技術研修（昭和60年度～平成11年度実施）
- 北海道痴呆性老人グループホーム職員処遇研修（平成10、11年度実施）
- 北海道痴呆性老人グループホーム管理者研修A（平成12年度実施のみ）
- 北海道認知症（痴呆）介護実務者研修（平成13年度～平成17年度実施）

③ 研修期間

講義・演習2日間（11時間）

- 1日目 …10：00～16：30
- 2日目 …9：15～16：25

2 各研修の日程及び申込期日

令和6年度（2024年度）認知症介護研修日程表にてご確認ください。

※ 期日厳守

3 受講申込書の提出先

受講希望者の事業所が所在する市町村の担当課が窓口となります。

※ 札幌市内に事業所のある方は、札幌市介護保険課へお申し込みください。

4 申込みに係る留意事項

- 要綱等について

各研修の受講依頼書兼申込書、実施要綱兼募集要項は、道のホームページに掲載しています。

ホームページアドレス

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/ninchisyo/dokensyu.html>

- 受講を希望する方

- ・ 本研修は、お勤めの事業所を通しての申込みとなります。
- ・ 実施要綱兼募集要項の内容をよく御覧いただき、受講依頼書兼申込書（道ホームページからダウンロードしてください。）及び関係書類を、所属する事業所を通して提出してください。
- ・ なお、ホームページを御覧いただけない方は、市町村担当課又は北海道庁高齢者保健福祉課もしくは（総合）振興局に関係書類の送付を依頼してください。

5 問い合わせ先

- 研修の申込みに関することは

…各市町村の担当課

- その他研修に関することは

…北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課地域支援係

011-204-5275